



※上記は一つの例で実際にはさまざまなケースがあります

宙に浮いた年金記録5千万件のうち、結婚などで姓が変った人の記録が500万件を超えつつあります。平成8年12月以前、つまり基礎年金番号制度導入前に厚生年金などに加入していた人がその後結婚などで姓が変わった場合、以前の記録が統合されていないことがあります。これらの年金記録は、旧姓履歴を申し出ることで、記録に結びつけることができず、平成9年1月以降に始め

て年金に加入した人は、基礎年金番号制度導入で、年金記録を一元化に管理しているのて、心配ありません。

まずは記録を確認しましょう

記録の確認には3つの方法があります。

①各社会保険事務所を確認
受付時間：月～金曜日、午前8時15分～午後5時15分
②電話で確認
「ねんきん専用ダイヤル」(☎0570-058155)
5市内通話料金
受付時間：月～金曜日は午前9時～午後8時、第2土曜日は午前9時～午後5時。
「ねんきんダイヤル」(☎0570-051165)市内通話料金)でも受け付けます。

③インターネットで
現役加入者は、社会保険庁のホームページから、ユーザーID・パスワードを取得すると、同ホームページでも自分の年金加入記録を確認できます。
社会保険庁ホームページ：
<http://www.sago.jp/>

記録漏れが見つかったら

旧姓履歴を確認し、記録漏れが見つかったら、最寄りの社会保険事務所に申し出なければなりません。
記録の調査、統合は社会保険事務所で行い、結果をお知らせします。分からないことがありましたら、宮古保険事務所(☎0193-62-1963)にお問い合わせください。

●年金の納付窓口を開きます

宮古社会保険事務所では、国民年金保険料の臨時納付窓口を次の通り開きます。年金問題に関する相談も受け付けますので、お気軽にお越しください。

- 日時…4月24日(木) 午後1時～6時
- 場所…管理センター研修室
- 問い合わせ先…宮古社会保険事務所(☎0193-62-1963)

ねんきん

結婚で姓が変わった人は要注意!!

前回は「ねんきん特別便」についてお知らせしました。今回はその第2弾、「姓が変わった人」の年金記録についてのお知らせです。

宙に浮いた年金記録5千万件のうち、結婚などで姓が変

わった人の記録が500万件を超えつつあります。

て年金に加入した人は、基礎年金番号制度導入で、年金記録を一元化に管理しているの

て、心配ありません。



左から三船副団長、小屋敷団長、宮下副団長

村消防団に栄誉 優良消防団竿頭綬

村消防団(小屋敷亮二郎団長、団員147人)が財団法人日本消防協会から優良消防団竿頭綬を授与されました。長年にわたる地域消防防災活動の功績によるものです。3月26日には、小屋敷団長、

宮下俊光副団長、三船隆久副団長、中居昇久消防署普及分署長ら5人が役場を訪れ、小屋敷団長は「皆さんの協力のおかげで、栄えある賞を受賞できました。これからも精進を重ねます」と報告しました。

深渡村長は「伝統を守り、皆さんが一丸となつて取り組んだ成果だと思えます。さらに団結し、村民の生命、財産を守ってください」と話しました。表彰式は3月7日、東京都千代田区の日本武道館で開かれた自治体消防制度60周年記念式典の席上で行われました。

太田さん、観葉植物を寄贈 「お世話になったお礼です」



太田さん(中央)と奥さんの宏子さん(右)=役場1階村民ホール

太田名部出 身で青森県八戸市で貸鉢業を営んでいた太田長一郎さん(74)が3月28日役場を訪れ、観葉植物など11鉢を村に寄贈

しました。太田さんは「今の役場庁舎が建ったときからお世話になりました。そのお礼です」と話しました。深渡宏村長は「これまで、毎月八戸から配達していただけ、ありがたかったです。観葉植物は大切に育てます」とお礼を述べました。観葉植物11鉢は、早速役場の1階から3階までの廊下などの窓際に飾られ、明るい雰囲気を出しています。

4月1日から 住基カードを無料で交付しています

村では4月1日から、住民基本台帳カード(住基カード)を無料で交付しています。無料交付期間は平成23年3月末までの3年間で、手続きは役場住民課の窓口で行えます。

住基カードは、顔写真付きと顔写真なしのものがあり、写真付きのものは、公的な身分証明書として利用できます。5月1日からは、住民票や

戸籍簿本などを申請する場合、運転免許証やパスポートなど写真付きの身分証明書が必要になります。その場合、運転免許証などを持っていない人は写真付きの住基カードで申請できますので、この機会にぜひ、作ってみてはいかがでしょうか。申請方法などは次の通りです。

▼受付時間：午前9時～午後4時

▼手続きに必要なもの：①運転免許証またはパスポートな

ど顔写真付きの身分証明書※運転免許証がない場合は本人確認のため住所地に確認することになります②印鑑③写真付き希望の場合は、本人の顔写真1枚(6カ月以内に撮影したカラー写真。縦4・5センチ×横3・5センチ)

▼代理人が申請する場合：①本人の印鑑②代理人の印鑑③委任状④写真付き希望の場合は、本人の顔写真1枚(6カ月以内に撮影したカラー写真。縦4・5センチ×横3・5センチ)